

VIII 施策の推進体制等

1. 県における推進体制

(1) 推進体制

こども・子育て施策を総合的かつ部局横断的に取り組み、本計画を実効性のあるものにするため、知事を本部長とする「奈良県こども・子育て推進本部」により、効果的に施策を推進します。また、住民に身近な市町村が実施主体となって、こども・子育て支援を円滑に推進できるよう、必要な支援を行います。

そして、行政だけでなく、地域団体や企業、その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし、協働しながら各施策を推進します。

(2) 評価・点検

計画の進捗状況を把握するため、設定した指標により、毎年度評価・点検・公表します。

その結果を踏まえ、こども・子育て支援関係団体、有識者、こども・若者等多様な主体が参画する「奈良県こども・子育て支援推進会議」において、施策の実施状況や課題、今後必要な取組等について審議し、以後の施策に反映します。

2. 市町村こども計画の策定促進

こども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられています。

こども施策に関する計画を策定する市町村を積極的に支援するとともに、好事例に関する情報提供・働きかけを行います。

3. 市町村・民間団体等との連携

県と市町村・民間団体等が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、こども施策を推進していきます。市町村については取組状況を把握し、その取組が促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していきます。